

アメリカにおける死後生殖素描

石 原 善 幸

はじめに

死後生殖—例えば、夫が死亡した後、妻が夫の冷凍保存した精子を使用した人工授精によって懐胎・出産すること＝最初から父のいない子をつくること—は許されるか。こうして生まれた子は、法律上夫の子として扱われるか。実に難問である。生命科学技術の発展は著しい。なお進化中である。ヨーロッパ主要国の多くは死後生殖に全く否定的であるといわれる。アメリカでは、例外的に肯定する統一親子法があるものの、これを採択している法域は今のところごくわずかであり、死後生殖に関する独自の制定法をもつ法域もまだ少数であるといえる。しかし、いくつかの行政的判断・司法的判断が示されている。明文の規定があるのでないのに、肯定的に解する判決もあり、裁判所の理論構成が注目される。アメリカでは、死後生殖は Wild West¹⁾とも呼ばれるが、やはり西部開拓時代のあの「未知の世界」を想起するようである。ということは、開拓の可能性があるのではないかの期待を表わしているのだろうか。

本稿はアメリカの Wild West に関して素描を行なおうとするものである。

目 次

- I 立法の態度
 - (1) 統一親子法 (UPA)
 - (2) フロリダ州
 - (3) ノース・ダコタ州
 - (4) バージニア州

II 司法・行政の態度

- (1) Hect v. Superior Court
- (2) Hart v. Chater
- (3) In re Estate of Kolacy
- (4) Woodward v. Comm'r of Soc. Sec.
- (5) Gillett-Netting v. Comm'r of Soc. Sec.

III リステートメント

IV コメンテーターの主張

- (1) Christopher A. Scharman
- (2) Margaret W. Scott
- (3) Michael K. Elliot
- (4) Kristine S. Knaplund

I 立法の態度

(1) 統一親子法 (Uniform Parentage Act (以下, UPA と呼ぶ) 2002 年)

2000 年, 統一法委員会全国会議 (NCCUSL) は旧統一親子法と USCACA²⁾ を統合し, 新法が親子を定める唯一のモデル法であることを勧告した。そしてその主たる目的が「出生する複雑な状況で何ら声をもたない子の保護である」旨述べる。

「生殖補助の子」というタイトルの第七編は, 性交以外の方法により懐胎した子に関する。第 707 条は,

「生殖補助により親になることに記録上同意した者が, 卵子, 精子または胚の移植 (placement) 前に死亡した場合において, 当該死亡者は生殖補助が死亡後に行なわれたとき自分が親になることに配偶者が記録上同意しているのでなければ, 生まれた子の親にはならない」と定める。すなわち, 生殖補助がドナー死亡後に行なわれた場合, 原則として, 当該死亡者と出生子間の親子関係を否認する。これの例外として, 生殖補助により親になることに対する配偶者の記録上の同意があった場合をあげる。この例外規定は, UPA の前身 USCACA にはなかった。この UPA について, Margaret

W. Scott はつぎのような批判を行なっている。まず、用語の問題であるが「placement の定義なしに「精子・卵子および胚の『placement』」とっている。これは懐胎 (conception) と同じ意味なのか。単純に、精子銀行その他の貯蔵施設への『配置』の意味なのか。もっと可能性ある意味は子宮への配置であるが、だとすれば移植 (implantation) と同義と考えられよう。UPA は懐胎といえば良かったのだ、或いは少なくとも『placement』の定義をすべきであった。つぎに、『記録上の同意』の要件を充たすのは何か。この例外を設けるに際し、UPA は有効期限または同意への署名を要するか、のような同意の指針を何ら定めてない。配偶子および胚は 10 年以上も冷凍保存可能であり、かつ自然の時限は全く知られてないから、同意の時限は課されるべきである。しかし、適切な時限を定めるのは困難である。例えば、バージニア州では死亡後懐胎への親の書面による同意は死亡後 10 ヶ月以内の出生子にのみ適用される (VA. CODE Ann § 20-164)。10 ヶ月の時限は、実際のところ、親の死亡直後に懐胎しなければならぬことを意味する。他方、窓を拡大したり、何の制限も設けなければ、生存配偶者の再婚のような事情変更がある場合に、同意の有効の継続性が問題となる……第三に、UPA はどんな同意が適切とみなされるかについて、もっと詳しい説明を行なって当該同意の特殊性を強調すべきである」⁹⁾ また、Melisa B. Vegter の批判はつぎの通り。「UPA は死後懐胎から起きる諸問題に取組もうとしているが、関係当事者全員の利益に適切には役立ってない。父親が死後生殖には同意するが、遺言で子への扶養の用意をしてない場合に起きる問題を解決する規定をおいてない。心にもなく除外された子が生物学的父親の遺産からの扶養受取りを禁止するとすれば、それは子の最良の利益に反するであろう。さらに、UPA の規定は死亡親および遺産管理関係者の利益について取組みを行なってない。そのため、もっと総合的計画案が必要である」¹⁰⁾

(2) フロリダ州 (FLA. STAT. ANN. § 742.17)

「卵子、精子または前期胚子の女体への移植前に死亡した者の卵子

または精子により懐胎した子は、遺言で定められてない限り、死亡した者の財産を請求する資格を有しない」

すなわち、遺言による財産取得をこのような子に認めるが、無遺言相続の場合は否認する。

(3) ノース・ダコタ州 (N. D. CENT. CODE § 14-18-07)

「その精子または卵子の使用による懐胎前に死亡した者は、当該懐胎から生まれた全ての子の親にはならない」

(4) バージニア州 (VA. CODE ANN. §§ 20-158B)

「精子または卵子と他人の配偶子との結合から生じる胚の子宮への移植前に死亡した者は何人も、他の配偶子が配偶者のものかどうかに関わりなく、生まれた子の親にはならない。但し、(i) 死亡通知がこの処置担当医師に合理的になされる前に移植が行なわれた場合、(ii) 死亡親が胚移植前に作成された書面で親になることに同意していた場合は、この限りでない。」

最近、デラウェア州、テキサス州、ユタ州、ワシントン州およびワイオミング州がUPAを採択。さらに、ミネソタ州およびウェスト・バージニア州でUPAの採択が審議中といわれる⁵⁾

このように、死後生殖に関する規定を設けている法域はまだわずかである。その間の事情について Margaret W. Scott は「州および連邦の立法府を消極的にさせている多くの政治的事柄が立法の進展を阻んでいる。例えば、周知のようにカトリック教会はあらゆる状況における人工授精を反道徳的と非難している。生殖法・政策センターは伝統的家族を保護するような、極めて制限された状況の中でしか人工授精を認めていない。反対に、同性婚を認める団体は完全な子を儲ける自由および死後懐胎の制限撤廃を強く主張する⁶⁾。ほとんどの州が死後懐胎子を立法府で取組まなかったもう一つの理由は、社会保障行政当局つ

まり遺族の権利を決定する責任をもつ連邦政府機関の指示を待ったことである。しかし、この態度は無遺言相続の州法に対する社会保障行政当局の依頼心および死後懐胎に対する社会保障行政当局の異なった姿勢を無視している。子が親の財産を相続できるかどうかの決定に州法を適用することは、連邦政府が死後懐胎子を扶養する積極的な義務を有するかどうかを決定するのに州法を適用するのとは異なる⁷⁾と述べている。

II 司法・行政の態度

(1) Hect v. Superior Court

20 Cal. Rptr. 2d 275, 287-88 (Cal. Ct. App. 1993)

Kane は、自殺のわずか数日前に5年間のパートナーの Hecht に自分の死亡後に子を生ませる明白な目的で精子を保存した。この目的を知らせるため、Kane は「自分が精子にもちうるあらゆる権利や利益を Hecht に遺贈する」旨の遺言書を作成した。さらに、Hecht が「自分の精子を使用して懐胎する」よう強く望むことおよび「将来のわが子のため、経済的用意をすること」を遺言書は定めていた。Kane はまた、前婚の成人した2人の子に対して、Hecht に自分の死亡後に子を生ませる意思および「死亡後の子孫に対して出生を見届けることはできないが、夢の中で愛している (I have loved you in my dreams) こと」を手紙で明白に表明した。

裁判所は、未婚女性に死亡男性の精子を使用しての人工授精を受けさせるのは、public policy に反するという前婚の子らの主張を退け、生むという基本権が当該子らに発生しうる心理的害に取って代わる旨判示し、Hecht の保存精子の引渡請求を認容した⁸⁾。

(2) Hart v. Chater (1996)⁹⁾

死亡前、夫 Edward は保存精子使用の可能性に触れ、妻 Nancy に対し「お前のためにいつでも子が生める」と特別な意味をこめて話した。娘 Judith が生まれたとき、Nancy は1991年に社会保障行政当局への Judith の遺族給付

(survivor's benefits) を求めたところ、認められた。しかし、後に社会保障再審査委員会は judith が遺族給付を受ける資格を有する子の範ちゅうに入らない旨認定し、先の認定をくつがえした。社会保障法は、上記のような決定をする場合、法域の法に拠るとしているため、上記再審査委員会はルイジアナ法に基づいて、Judith は Edward の死亡後に懐胎したので Edward の適法な相続人とは考えられないとしたのだった¹⁰⁾ところがまた、Nancy の申立が今までのものとは甚だ違った性質のものだったので、社会保障長官は死後懐胎および関連政策問題は、社会保障法通過時には想定されえなかったと述べて上記再審査委員会の認定をくつがえした (Nancy の申立認容)。同長官は「本件において発生した重要な public policy 問題の審査と解決には、現代医学特に生殖医療分野の発展に照らして、裁判所というより行政府および立法府が関わるべきである」といつている。

(3) In re Estate of Kolacy

753 A. 2d 1257 (N. J. Superior Ct. 2000)

夫の William Kolacy は、白血病と診断されたため、精子を精子・胚銀行に預けた。約1年後に William 死亡。さらに約1年半後に妻の Mariantonia が夫の冷凍保存精子を使用した体外受精で Amanda と Elyse の双子を出産。Mariantonia は社会保障行政当局に双子の被扶養者給付 (dependent benefits) を求めたが拒否されたので、訴求に及んだ¹¹⁾

上位裁判所 (Superior Court) は、まず本件に現われたタイプの問題に裁判所は関わるべきでないという州の主張に対して、「われわれは、この種の問題を扱うことは立法府の手助けになると思料する……人々は当面の問題の救済を求めて裁判所へやってくる。われわれ裁判官は (到来しないかもしれない) いつの日か立法府が当該問題を処理するだろうという希望の中に当該問題をただ取置き続けることはできない。単純な正義が現行の制定法で可能な限りのベストを尽すよう求めている」と答え、つぎのように続ける。

「無遺言相続を扱う N. J. S. A. 3B: 5-8 その他の規定をみると、子に親

からまたは親を通して親類から財産を取得させるという基本的な立法府の意思が見てとれる。立法府は、Amand と Elyse のような子が提起する問題を扱ってないが、被相続人の子は被相続人からまたは被相続人を通して移転する財産を十分に用意されるべきであるという総意を宣言している。この総意は、本件のような問題を扱うことを意識的には述べてない制定法に関する制限的・逐語的な解釈に優越されるべきであると解する。「思うに、伝統的に正常に親になる状況にない事実の下で、子がこの世に生をうけようとするとき、数多くの倫理問題、社会政策問題および法的問題が発生する。遺伝的かつ生物学的な親 (genetic and biological parent) の死亡後に子を儲けることに将来の親が思いをいたせば、そうすることによる諸々の予想される結果について慎重に考慮することを世人は望むであろう。法は確かに、親たちをこの分野で軽率に動かさないよう心すべきである。

William が Mariantonia に子を生ませるために、死亡後に保存精子を使用するのを強く望んでいることを明白に表明したという Mariantonia の陳述は真実だと考える。実際、Mariantonia は当該精子を使用して子を出産した。出産までの行動には疑問を呈する者もいるかもしれないが、夫婦のおかれた状況における愛する二人がなぜそのことを選んだのか、きっと理解できるだろう。

一旦、懐胎子がこの世に生をうければれっきとした人間 (fullfledged human being) であり、愛、尊敬、尊厳および法的保護を受ける権利がある。

法の基本政策は人間の権利を他人の利益を不公正に侵害しない義務と調和させて、最大限に高め拡大することだと考える。この点を考慮し、また特に William が意思的行為によって長期間延期された後に子が生まれる可能性を創造したという事実を含めた本件の諸事実を考慮すれば、Amanda と Elyse 双子がニュージャージー州の無遺言法に基づいて William Kolacy の法律上の相続人であると認めることが相当であると確信する」

と判示し、請求を認容した。明文の規定がないにも拘らず、立法府の総意を

推測して死後懐胎子を死亡親の子としたのである。

(4) **Woodward v. Commissioner of Social Security**
760 N. E. 2d 257 (Mass. 2002)

夫の Warren Woodward が白血病にかかり、治療を行なえば子ができなくなるといわれたので、夫婦はいくつかの夫の精子を、通常、「精子銀行預け」として知られている方法で保存することにした。Warren は骨髄移植がうまく行かず死亡。妻の Lauren は上記保存精子を使用した人工授精で1995年、双子の女兒を出産。翌年、Lauren は「子ら」の社会保障上の遺族給付 (Survivor's benefits) の申請を行なった。社会保障行政当局は、当該双子は社会保障法のいう夫の「子」だという証明がないとの理由で申請を拒否。そのため Lauren は連邦行政法審判官 (U. S. administrative Law Judge) に対し請求を行なったが、同審判官は、当該双子には「マサチューセッツ州無遺言・父性の諸法による相続権がない」から遺族給付の受給資格はない旨、行政当局と同様の決定を行なった。この決定は社会保障再審査委員会でも認められたので、Lauren がマサチューセッツ地区連邦裁判所に訴えたところ、同裁判所は、法律上の争点が極めて希有な重要性を有するという理由および「直接に適用可能なマサチューセッツ州の先例が何ら存しない」という理由により、この問題をマサチューセッツ州最高司法裁判所 (Supreme Judicial Court) に意見確認を行なった (certified)。これに対する回答が以下の最高司法裁判所の判示である。かなり長文であるが、初の州最高裁の判断のため、全国的な注目を浴び、高い評価をうけている¹²⁾ので、いとわず引用することにする。

「われわれは今までわが無遺言相続法が死後懐胎の遺伝上の子に相続権を与えているかどうか考察するよう要求されたことがない。アメリカの裁判所が他州の無遺言法に基づいて死後懐胎子の相続権問題を公表された見解の中で検討されたということもない。本件は限られた状況の下で起きたものであるが、その惹起する問題は幅広い。当該懐胎子の権利に関する法がはっきりしないので、問題が広いのも無理がない。……マサチューセッツ州無遺言制定法の「死後の子 (Posthumous Children)」規定も他の規定のいずれも死後の子の範ちゅうを死亡時に子宮にいる子に限定していない。

他方、人間の性交によらないで子を儲けると、同時に死後生殖が無遺言法の目的と衝突し、強固に確立した州および個人の利益に影響を与えるいろいろな条件の下で起こり得る」

「死後懐胎の遺伝上の子が無遺言制定法に基づく相続権を享有できるかどうかの問題は、州の三つの重要な利益と結びついている。すなわち、子の最良の利益 (best interests)、州の秩序ある財産管理 (orderly administration of Estate) 利益および遺伝上の親の生殖権 (reproductive rights) である。われわれの仕事は立法府の全体的目的を達成すべくこれら利益の均衡と調和 (balance and harmony) を図ることである。

まっ先に、子の最良の利益を推進する最も重要な立法的事柄を考察する。「未成年の子、特に非嫡出という汚名を着せられた子の保護は立法行為および本裁判所の判例の特徴となっている」。立法府は、くり返し力強く明白にすべての子は生まれ合わせに関わりなく、「同じ権利および法の保護を享受する権利を有する」旨の意思を表明している。子に与えられた多くの権利および保護の中の 하나가、親からつまり親の財産からの経済的支援を受ける権利である (参照 G. L. C. 119A, § 1 [要扶養の子は、親の財産によって可能な限り完全に扶養されるものとし、そうすることで州民の負担を軽減し、または少なくとも負担の一部を免れさせることが本州の public policy である])。

死後生殖を可能ならしめるいくつかの生殖補助医療が広く知られ、数十年間実施されてきたという事実へ考察を進める。立法府は、死後懐胎子を限定すべく制定法上、広い死後の子の範ちゅうを絞ることはしてこなかった。さらに、死後の子がこの世に生をうける唯一の方法である生殖補助医療を、立法府は積極的に支持した (参照 G. L. C. 46, § 4B [妻の人工授精])。われわれは生殖補助医療は奨励されるべきと考えるが、その果実である子の集団 (class) は他集団の子より少ない権利および保護を認められるべきだという不合理な結論を、立法府のせいにするものではない。

要するに、全ての死後懐胎子は死亡親の遺産の相続を自動的に禁じられ

ている旨 G. L. C. 190, §8 が定めているという社会保障長官の見解を、われわれは立法府の明白な指示がなければ受け入れることはできない。われわれは制限的なコモン・ロー原則にも拘らず、全ての子の福祉を推進するという立法府の重要な目的を達成するため、一貫して制定法を解釈してきた。死後懐胎子は、大多数の子が出生する方法ではこの世に生をうけない。にも拘らず、彼らは現に子となっている。推測するに、立法府はこのような子も可能な限りにおいて、親の死亡前に懐胎された子と同様な「権利および法の保護」を「享受できる」旨の意図をもっていった」

「しかし、無遺言法では死後懐胎子の最良利益は極めて重要でありながら、基本的に明確さを欠く。これは他の重要な州利益と均衡をとらなければならない。連続結婚、連続家族および混合家族が通常である時代においては、無遺言法に基づく相続権を死後懐胎子に与えることは、子と子および家族と家族を対抗させる力をもつことができる。死後懐胎子に対する相続権付与は被相続人の死亡前懐胎子の相続分を減額するだろう。こう考えると、秩序ある、適切な遺産管理を行なうことで、相続人および債権者に対し信頼を与えるという立法目的を検討しなければならない」。

「死後懐胎子は常に非嫡出子である。このような子の父性は被相続人の死亡前に認められたり、裁かれたりすることはありえないから、無遺言制定法上死亡した遺伝上の父親の財産に相続権を有する必要条件として父性判決を得なければならない」。立法府は遺産管理目的のため、「父性訴訟の出訴期間の制限を」設けた。本件の「記録によると、妻は夫の死亡後約16カ月たって懐胎し、子出生後約4カ月たって父性訴訟が提起された。社会保障行政当局および行政法審判官は、訴訟が1年の出訴期間内に提起されていないから、妻子が遺族給付受給権を有しない旨結論づけた。……しかし、出訴期限は無遺言制定法の財産管理目標と密接に結びついている。死後懐胎子の場合、1年の出訴期限が適用されるかどうかは明白ではない。その適用は生存親にそして結果的に子に重い負担を課すこととなる。

事実上、生存親は新たな悲しみの中で子を生む決心をするのを要求されるのである」

「最後に、個人の生殖権の尊重について。A. Z. V. B. Z. (431 Mass. 150, 725 N. E. zd 1051(2000))において、われわれは個人は自分の配偶子をコントロールする権利を保護されていることを認めた。A. Z. V. B. Z. の原理と同様に、死亡者の沈黙をまたは死後に子を儲けたいという不確かな指示を、「同意」と解すべきでない。精子提供者たる将来の親は、死後生殖に対してだけでなく生まれてくる子の扶養に対しても明確な同意をしなければならない。その親が死亡後も親になれるためのこの積極的な同意の立証責任は、生存親または子の法定代理人に存する。この二重の同意要件は伝統にとらわれない生殖の性質から発生する。人は必ずしも死後に「子孫」をつくるために配偶子を保存してもらうのではない。男は様々な理由で精子を保存することができる。配偶子を配偶者に使用させるために保存することは、生存中に偶発事故にあつて子を願望することだけを示すのであつて、自分の死亡後に子を儲ける異なった状況に同意したことを示すものではない。同意の不確かさは、保存精子が採取後10年間生存でき、保存する決心がついてから長らく、そして離婚・再婚・第2の家族出現のような事情の変更があつたときにも生存し続けていること、から来る。

以上のような事情は、死亡者と死後懐胎子との遺伝的結びつきをつくるという準則の不正確性を示している。無遺言の死亡親が、(1)死後生殖について、(2)生まれてくる子の扶養について、積極的に同意したという証拠がなければ、裁判所は詐欺防止という無遺言制定法の目的が達成されたという自信がない。無遺言法および父性法で表わされているように、健全な public policy は上記の要件を命じている。法律上の親であることで子の福祉のために重要な諸義務が課される。二人の大人が性交を行なうと、その自然な結果である子、たとえ意図してなかったとしても、に対する親としての責任を負うことは定着した法で表現された、良識かつ道理の問題であ

る。

懐胎が死亡者の配偶子を使用する第三者の医療行為から生じる場合、生存配偶者に対し当該懐胎子の被相続人との遺伝的関係並びに死亡者が死後生殖および生まれる子の扶養に同意したことを立証する責任を課すことは、子、親、生殖の自由に関するわれわれの法と完全に符合する」。

「制定法の指示がないので、立法府の包括的目的を推進する方法で、証明つき質問に含意された州の重要な利益を確認し調和させて、この質問に回答してきた。結局、死後懐胎子は無遺言法に基づいて「直系卑属」(issue)の相続権を享受できる、限られた状況が立法府の諸命令と符合して存在するというのが、われわれの結論である。この限られた状況は、生存親または子の法定代理人が当該の子と被相続人間の遺伝的関係 (genetic relationship) の存在を立証したときに存する。そして、被相続人が死後懐胎に対しおよび生まれる子の扶養に対し積極的に同意したことを、生存親または法定代理人は立証しなければならない」

以上のように、マサチューセッツ州最高司法裁判所は、明文の規定があるのではないが、子の最良利益、州の秩序ある財産管理および親の生殖権という三利益のバランスをとり調和を図って、死亡親と死後懐胎子間の遺伝的関係の証明並びに死亡親による死後生殖および子の扶養への積極的な同意の証明がなされた場合 (この点、前掲UPA 707条が親になることに死亡者および配偶者の同意を要するとするのは異なる。この判決がはるかに掘り下げているといえよう。) は、死後懐胎子に無遺言法に基づく「直系卑属 (issue)」としての相続権を認容した¹³⁾

(5) **Gillett-Netting v. Commissioner of Social Security**

231F, Supp. 961, 963 (D. Ariz. 2002)¹⁴⁾

通常よくあるように、男性がガンの化学治療前に精子を冷凍保存。男性死亡後1年たって妻が当該保存精子を使用しての人工授精で双子を出産。妻が双子

の遺族給付を社会保障行政当局へ請求したところ、拒否されたので、司法審査を求めて訴えたというものである。裁判所は、アリゾナ州無遺言法を適用し、当該双子は夫の死亡時には生まれてなかったから、相続することはできないと判決。妻は無遺言相続法の目的が被相続人の意思の達成であり、夫には死亡後でも妻に子を生ませる意思があったと主張したが、裁判所は被相続人の意思は遺産分配を決める際ファクターにはならない旨判示したのである。マサチューセッツ州の無遺言制定法上の死亡後の子に関する規定は、子が被相続人の死亡時に存在している (be in existence) ことを特別に要求してないと述べて Woodward 事件と区別した。反対に、アリゾナ州無遺言制定法には死亡後の子に関する規定はなく、そこで被相続人の相続人になるためには被相続人の死亡時に懐胎している (be in gestation) ことが要求されている。結局において、当該双子は被相続人の子としての遺族給付請求資格を否認された。

以上の中で最後の(5)以外では請求が認められた。これに対しては、「死後懐胎子は結果的には死亡親の法律上の相続人と認められたが、各ケースでこの結果へ到る道は回りくどく、不明確である」¹⁵⁾ という批評がなされている。

Ⅲ リステートメント

財産のリステートメント (第三版)：遺言その他寄贈による移転 § 2.5 cmt. 1 (1999)

「生殖医療の種々の発展は、以上のような方法〔生殖補助医療〕で生まれた子をどう扱うかという問題を発生させている。一般的に、このような子は自分の子として扱い養育する親の家族の一員として扱われるべきである。何の法的問題をも起こさせない一つの生殖医療は、AIH と呼ばれる夫の精子による妻の人工授精である。この方法で懐胎した子は夫婦の遺伝的な子に間違いはない。……伝統的な考え方は、被相続人の死亡後に懐胎し生まれる子は相続人になりえないというもの

である。しかし、この命題は、生殖補助医療により被相続人の遺伝財で生まれた子に関する再検討を自由にさせることができる。ほとんどの制定法は死後懐胎子の相続権を除外していないから、この再検討をすることと不調和ではない。単に被相続人の死亡時に懐胎中である子は生まれているとして扱われる旨ほとんどの制定法は定めているのである。本リステートメントは、被相続人を相続するために生殖補助医療により被相続人の遺伝財で生まれた子は、被相続人が子の相続権を認めていたであろうことを示す事情の中で、被相続人の死亡後の合理的期間内に (within reasonable time) 生まれなければならない、という立場をとる。被相続人の保存精子を使用して未亡人が人工授精により生んだ子のケースが明白なケースである。AIH 処置が夫の死亡後にとられかつ子がその死亡後合理的期間内に生まれた場合、当該子は夫に対する相続という目的のために夫の子として扱われるべきである。懐胎されると、子は無遺言の被相続人に対する相続において夫婦の子である」

要するに、リステートメントは死後懐胎子が死亡後の合理的期間内に生まれれば、死亡した夫の子とみなすべきだという見解である。Susan C. Stevenson-Popp はこれについて、死亡者が子の懐胎前に死亡しかつ生まれる子の親になりたい願望をもっていたという状況を、リステートメント法は考えている：推測するに、それは父の精子を使用した生殖補助医療により生まれかつ父死亡後合理的期間内に生まれた場合には、相続の目的のために〔死亡親の〕子として承認するのを支持していると述べている¹⁶⁾。

IV コメンテーターの主張¹⁷⁾

(1) Christopher A. Scharman

Supra note 9), at 1052

「死後懐胎は新現実の一つで、確実にもっと広く行なわれる。死亡親との法

律上の関係を形成する死後懐胎子の権利を全く拒否することは、この新現実に対し不適切な回答である。死後懐胎子は、個人的状況の中で唯一可能な方法によって家族を創造したいという親の願望—技術で実現可能—を表わすものである。プライバシーの権利および家族の最高の重要性は、希望をふくらす親の子を儲ける権利を包含しなければならないものと解釈されるべきである。さらに、単に状況および出生時によって死亡親との法律上の関係を形成する機会を死後の子に拒否するのは、平等保護の諸原理と一致しない。……子を儲けたいという親の願望は社会の最も大切にしてきた価値の一つであり、憲法上最高の保護を受けてきている。従って、裁判所および立法府は死後懐胎子の地位を決めるようますます求められているので、見通しをもって課題に取り組むべきである」

(2) **Margaret W. Scott**
Supra note 3), at 995

「死後懐胎子およびその地位と取組んだ判例法の考察と結びついたシナリオを検討して明白になったのは、この舞台における周到な計画の緊急な必要性である。死後懐胎の技術の新奇さおよび可能性が与えられたとしても、将来の親は当該懐胎関係に関する意見を生存中にはっきり表明することはできないかもしれないが、表明すべきである。遺産処分計画者（estate planners）および遺伝提供機関（genetic donation facilities）は、提供物使用の意思を熟考するようそして知らすよう将来の親に促すべきである。依頼人に婚外子がいるかと尋ねるほかに、死後生殖の無限の可能性は遺産処分計画者が依頼人に対し「精子、卵子または胚貯蔵施設にこれを預けたかまたは預けるのを期待するか」と別の質問を行なうことが適切であることを示唆している。また、祖父母となる可能性のある者にその者の子が凍結精子もしくは凍結卵子をもっているかまたはもっていないか、と尋ねることは賢明かもしれない。

死後懐胎子に相続権をもたせるために、記録上に死亡者（被相続人）の同意

を要求することにより、UPA およびこれを採択しまたは審議した州は、死後懐胎権を調整するフレームワークを作ることに最も近くなる。他の州は新技術を認識し、立法上の変化を回避すべきでない。……死後生殖という未知の世界 (Wild West) に対処する最良の方法は、親がその複雑性を予測し、その調整を周到に計画することである」

(3) **Michael K. Elliot**

Tales of Parenthood from The Crypt: The Predicament of the Posthumously Conceived Child, 39 Real Prop. Prob. & Tr. J., at 68 (2004)

「生殖医療および生物工学が発展するにつれ、空想科学小説は現実になることができる。生殖医療がより複雑になってくると、社会の文化的・倫理的・家族的な基盤に異議申立をする。死後懐胎を許す医療技術は消失するのではなく、発展しその処置で生まれる子の数は増加し続けるだろう。……新医療技術およびこれが生み出す子たちが父性および相続権関係の訴訟において混乱を起こし続ける。この死後懐胎処置が引起こす混乱は、一つの原則に基づいた論理的規則全集の必要性を示している。これら規則は、親および上記技術により生まれた子が享受できる権利を定義しなければならない。

現行のケース・ローおよび法律学者 (legal scholars) の多数は、何が死後懐胎子の権利かを定める最も有効な方法が被相続人の意思を考慮することであろうという結論を支持している。有効な遺言または関係者の証言は遺言者の意思を証明できる。死後の子に対する遺言の定めまたは死亡後に子を儲けると表明された意思は、二つの重要な問題に回答している。一つは、被相続人が子を予定しつまり死亡後に子を儲けることに同意したこと。二つ目は、被相続人が生まれる子を経済的に扶養する意思を持っていた (こう考えるのが合理的) ことである。被相続人が無遺言で死亡した場合または被相続人の意思に関する証拠がない場合には、立法府は介入し裁判所を指導しなければならない。どんな権

利を死後懐胎子をもつのかについて明確に述べている規則は適切であることを要する。生殖医療の使用は一層の増加率で盛んに続けられるだろう。諸々の州は福祉受給者の新世代が生まれる間、何もせずにただ傍観するだけではいけない。死後の子は親の死亡後に生まれたいとはいってない。彼らは親の愛情を奪われるだけでなく、死亡親の遺産による経済的扶養も奪われている。聖堂地下室 (crypt) の父性物語は今や解決可能であり、かくして死後父性の法的波紋は回避される」

(4) Kristine S. Knaplund

Postmortem Conception and a Father's Last Will, 46 Ariz. L. REV., at 115 (2004)

「後の使用のために精子を冷凍保存する多数の男性がいると同時に、子が父の死亡後何年かたって生まれる可能性が存在する。これら死亡後の子は相続権を有すべきか。アメリカのほとんどの法域¹⁸⁾において、裁判所も立法府もこの問題を解決してない。伝統的なコモン・ロー諸原理は、当該の子らは当然に相続すべきでないという考えを支持している。人が相続するためには被相続人の死亡後も生存してなければならないという何世紀間も続いた法理は、遺言者は自分が知っている者に典型的に備えをするというわれわれの理解を強く示している。ある裁判所が、最近述べたように、相続人は被相続人の後まで生存していなければならないという要件は、「相続人は被相続人の死亡時に生存少なくとも懐胎していなければならないことを表わしている」(Gillett-Netting V. Commissioner of Social Security, supra II(5))。遺言者が自分の死亡後の子も含めるために集団 (class) 用語を使用した場合においても、われわれは遺言者が死亡後の子も含める意思があったと性急に考えるべきではない。多数のケースにおいて、当該集団は解散されるべきであり、かつ〔遺産〕分配は可能な限り速やかに行なわれるべきであるというコモン・ローの考えで、遺言者は死後懐胎子に相続させたがっていたという貧弱な証拠が提出されるだろう。

最後に、財産を遺贈する遺言者の権利を保護するために、その意思および願望に関する付帯的証拠は慎重に吟味されるべきである。ほとんどのケースにおいて、裁判所が結論すべきことは、死後懐胎子が生まれるかもしれないという遠い未来の可能性を被相続人の財産を分配する際、考慮すべきでないということである」

以上のように、コメンテーターは、この問題について、どちらかといえば積極派が多いようである。そして立法的解決を妥当として立法府の尻をたたいて感じを受ける。死後懐胎子は今後増え続けることが予想されるのに、法域の立法府の大多数がこの問題に消極的であるからであろう。

お わ り に

日本においては、生殖補助医療について厚労省および法務省の審議会で審議が行なわれ、それぞれ「報告書」・「中間試案」が発表されているが、死後生殖は審議対象から除外されている。しかし、現実には周知のように、死後生殖子の死後認知訴訟事件が発生し、松山地方裁判所（死後生殖否認）と高松高等裁判所（死後生殖肯認）で正反対の判断が示された。松山地裁が、死後生殖は民法の想定外であり、このような「認知請求を認めるだけの社会的理解は広がっていない」、「早急な立法的手当が望ましい」というのに対し、高松高裁は、民法が想定しなかったことを理由に死後生殖子が「認知請求できないとはいえない」¹⁹⁾ 認知請求は子と父間に自然血縁関係がありかつ父の同意があれば十分に認められると述べる。これを契機に、日本でも死後生殖をめぐる議論が行なわれるようになってきた。さらなる議論の活発化が期待される。本稿は当該議論を進めるうえでいささか参考になるのではないかと思う。

(2005年4月)

注

- 1) この用語を最初に使ったのは、Boston Globeのコラムニスト Ellen Goodman で、彼はつぎのように述べている。「今までの少ないケースは Lauran Woodward のような未亡人をスターにする単純な話だったが、数が増え複雑になってくると、生物学に遅れず追っていくために法を必要とし、この生殖の未知の世界 (Wild West) をならすために社会のコンセンサスがなければならない。結局、永遠の生命は冷凍庫の中に住んでいるのではない。つまるところ、親であることは、DNA 以外のものを多く含んでいるのだ」 Lawmakers should tame reproductive Wild West, available at <http://archive.Showmenews.com/2002/Jan/20020115Comm004.asp>
なお、Lauran Woodward は、マサチューセッツ州で起きた有名な Woodward v. Comm'r of Soc. Sec. (後掲) での申立人のことである。
- 2) Uniform Status of the Children of Assisted Conception Act (1988)。これは「胚の移植前に死亡した者、または子が性交以外の方法でつまりその者の卵子または精子を使用して懐胎する前に死亡した者は、出生した子の親にはならない」と定めていた。
- 3) A Look at the Rights and Entitlements of Posthumously Conceived Children: No Surefire Way to Tame the Reproductive Wild West, 52 CATH. U. L. REV., at 982-983 (2003)
- 4) The "ART" of Inheritance: A Proposal for Legislation Requiring Proof of Parental Intent Before Posthumously Conceived Children can Inherit From a Deceased Parent's Estate, 38 VAL. U. L. REV., at 306 (2003)
- 5) ニューヨーク・タイムズ (Jan. 13. 2002) によれば、ルイジアナ州立法府は、死亡配偶者が凍結配偶子のこのような使用を書面で許した場合、かつ子が2年以内に生まれた場合に限り、死後懐胎子に相続権を与える立法を通したと報道しているが、条文 (2005) としては見当たらない。因みに、旧 UPA (1973) を採択した法域も半数に満たなかった。
- 6) Ronald Chester, Freezing the Heir Apparent: A Dialogue on Postmortem Conception, parental Responsibility and Inheritance, 33 HOUS. L. REV. 999 (1999)
- 7) Supra note 3), at 983, 984
- 8) 同旨 Hall v. Fertility Institute of New Orleans, 647 So. 2d 1348 (La. Ct. App. 1994)
〔被相続人のガールフレンドに対する冷凍精子の贈与は、Public Policy に反しないという〕。
- 9) これは、死後生殖子関係の最初の US ケースといわれる。Gloria J. Banks, Traditional Concepts and Nontraditional Conceptions: Social Security Survivor's Benefits for Posthumously Conceived Children, 32 LOY. L. A. L. REV. 251 (1999); Christopher A. Scharman, Not Without My Father: The Legal Status of the Posthumously Conceived Child, 55 VAND. L. REV. at 1052 (2002) などでもとり上げられているものである。
- 10) ルイジアナ無遺言相続法上の相続有資格者は、被相続人の死亡時に生存している者、または死亡後 300 日以内に出生した者に限定されている。そしてまた、Judith は法律上非嫡出子と考えられるが、認知がないので、Edward の子ということができない (訴権期限がす

で切れている)。

- 11) ニュージャージー州の親子法には、死後生殖に関する規定はなく、あるのは結婚が死亡等により終了した後 300 日以内に子が生まれた場合に、夫が子の生物学的父と推定されるという規定、および医師の監督下でかつ夫の同意の下で妻が夫以外の男性の精子により人工授精を行なった場合に、夫は法律上当該懐胎子の自然的父親として扱われるという規定である (N. J. S. A. 9: 17-43 a(1), 9: 17-44)
- 12) 例えば、「死後懐胎が増加しているので、裁判所および立法府は今以上にこれら紛争事に取組む必要がある。裁判所の不明確なアプローチおよび州の明確に禁止するアプローチはともに死後懐胎および州の利益を公正に調整し、均衡をとるのに不適切であることを証している。さらに、死後懐胎は家族および生殖に関する社会の最も基本的な価値のいくつかと関係をもっているから、上記の競合する利益のバランスは家族を保護する憲法上の諸原理と符合すべきである。その点で、Woodward 判決は裁判所および立法府に正しい方向を示している」Christopher A. Scharman, *Supra* note 9), at 2026; 「死亡後、何年も精子保存が可能であるから、裁判所は提供者の死亡後長らくたってから死亡者の遺産に対する請求権を主張する子と向き合うであろう。多数の裁判所は当該問題に関する立法府の怠慢にうんざりしており、もっと適切な救済策を求めている。UPA はこの要求を満たすには不十分で、裁判所があまり適用しながらない救済策しか供してない。今や死後の子に関する法の見方を変える時であり、Woodward 判決はこの変化をなす立法府のためのすばらしいガイドラインを提供してくれる」Susan C. Stevenson-Popp, “I have loved you in my dreams”: Posthumous Reproduction and the need for Change in the Uniform Parentage Act, 52 CATH. U. L. REV., at 747 (2003) など。
- 13) この Woodward 判決で述べる諸要件と現行 UPA の文言を混ぜて、Susan C. Stevenson-Popp は UPA の修正論を次のように説く。
- 「妻が行なう生殖補助の備えをするまたはこれに同意する夫は、生まれる子の父親である。配偶者が卵子、精子または胚の移植前に死亡した場合、当該死亡配偶者は以下の場合に限り、社会保障上の諸給付および相続において生まれる子の親とみなすことができる：
- (a) 死亡配偶者が、死亡後に生殖補助がなされるときは生まれる子の親になることに、精子銀行または人工授精を実施した医師の下でファイルされて記録上同意した場合、または
- (b) 被相続人の精子で懐胎された生物学的子の扶養を請求する生存配偶者が、死亡配偶者と当該子間に遺産上の関係があること、並びに死亡配偶者が死亡後の懐胎および生まれる子の扶養に同意していたこと、を立証できた場合。
- 生存配偶者は、懐胎および死亡後の子の扶養に関する被相続人の口頭または書面による陳述の明白かつ確信を与える証拠を提出することで、上記同意を立証することができる。Susan C. Stevenson-Popp, *Supra* note 12), at 756-757。
- 14) Susan C. Stevenson-Popp, *Supra* note 12), at 758 に拠る。

- 15) Christopher A. Scharman, *Supra* note 8), at 1016。
- 16) Susan C. Stevenson-Popp, *Supra* note 12), at 748。
- 17) 日本式でいえば、これは学説であろうか。私がみたコメンテーター（論文）はごくわずかであるが、その中から4者の主張をとり上げることにする。
- 18) このコメンテーターだけ「州」でなく、「法域」(jurisdiction) を使用しているが、この用語が妥当と思われる。
- 19) 法制定当時、想定してなかったことは請求拒否の理由にはならないという点で、前掲の *Hart v. chater* における社会保障長官の見解と同じとみえ、後者は行政機関ではあるが、興味深い。